

「被疑者に請求権を与える事件の範囲」についての「段階的实施」案

弁護士 浦 功

第1 提案の骨子

- 1 「被疑者に請求権を与える事件の範囲」については、次のような「段階的实施」を提案する。
 - (1) 制度施行(平成18年と想定される)時点で、「死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪に係る事件」及び「少年の刑事事件」(「少年」については、例えば「16歳未満」など、一定年齢未満の少年とすることも考えられる)
 - (2) 制度施行から一定期間内(例えば3年以内)に、「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件」(=刑訴法289条1項の必要的弁護事件に該当する事件)
 - (3) 制度施行から一定期間内(例えば5年以内)に、「逮捕又は勾留された被疑者にかかる全事件」
- 2 立法方法としては、法律本則で「被疑者に請求権を与える事件の範囲」を上記1(3)と規定したうえで、附則等で経過措置として(1)及び(2)を規定することが考えられる。

第2 提案の理由(要旨)

- 1 平成18年時点での対応態勢

今回の提案は、この間の日弁連・弁護士会における対応態勢についての実証的検討をふまえ、制度施行と想定される平成18年においては「逮捕又は勾留された全ての被疑者」を対象とする制度を実施することは困難との判断に基づくものである。その主な要因は、弁護士過疎地域の存在であり、日弁連はその解消に鋭意努力し、「公設事務所」の設置等の方策を講じているところではあるが、それらを平成18年までに完了することは困難と判断されるということである。
- 2 「段階的实施」を法律で定める必要性、その対応態勢
 - 1) 今回の提案は、「請求権を与える被疑者の範囲」を、逮捕又は勾留された全被疑者とする一方、平成18年制度施行時点では、経過措置により「死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪に係る事件等」としたうえで、段階的に実施することを法律自体で定めておくとするものである。その趣旨は、当初実施の狭い範囲で制度が固定化するおそれを回避することにある。
 - 2) このような「段階的实施」を法律自体で定めるには、「経過期間中に、必要的弁護事件ないし全逮捕・勾留事件について対応態勢が整うこと」が示される必要がある。この点について、日弁連は、これらの事件に対応するための態勢、特に「必要となる公設事務所弁護士の確保」等の方策を講じ、その実現にむけて鋭意努力しているところである。